

27文情運第5号  
平成28年1月19日

文京区長 成澤 廣修 様



文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山 忠明



平成27年12月16日付27文総総第1132号による平成27年度諮問第2号について、次のとおり答申します。

答 申

1 諮問事項

文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について

2 審議会の結論

本件諮問に係る条例改正について、妥当なものと認める。

3 理由

我が国において高齢化が進み、認知症高齢者の増加が見込まれている中、行政において、認知症高齢者の行方不明対策など、認知症や精神障害等により判断能力を欠く者への適切な対応が求められている。

しかしながら、こうした判断能力を欠く者が法定代理人を有さない場合には、当該個人の情報を収集することが困難となることから、行政としての適切な支援やサービスを行えないなど、本人の福祉の向上に支障が生ずるおそれがある。

上記の課題を解決するために文京区個人情報の保護に関する条例を一部改正することは、合理性があり、妥当であると言える。

なお、このことは、個人情報の収集を無制限に認めるものではなく、濫用のリスクの無いよう、個人情報を本人以外のものから収集する際には、新規追加した条文の趣旨を踏まえ、情報の入手の必要性を適切に判断することが求められる。あわせて、入手した情報を適切に管理するなど、条例の趣旨が逸脱することがないように徹底すること及び実施状況について当審議会へ報告することなど、一層厳格かつ慎重な措置を執ることが求められる。